

解 約 申 込 書

—別紙賃貸借契約書の条項に基づいて—

私は平成____年____月____日限りにて私の賃借する物件を明渡しますので、その日以降は第三者に貸しても意義ありません。万一、別紙賃貸借契約書に記載の通り1ヵ月前に申し出ず突然明渡した場合は、平成____年____月____日までの賃料を支払います。

借主名		⑨	電 話				
物件名		号室	賃 料	円			
所在地			管理費	円			
貸主名			貸主電話				
当社記入欄	受付日	平成	年	月	日	担 当	

※解約のお申し込みは本書を田丸産業(株)へ持参した時点を受付日と致します。

転居先住所 _____ 電話 _____

敷金振込先 _____ 銀行 _____ 本店・支店（普通・当座）

口座番号 _____ 口座名（カタカナ） _____

◎敷金は解約日以降1ヶ月以内に上記口座へ振込みます。（振込料は借主様負担となります）

解 約 時 の ご 注 意

- 退室される1週間位前に電気・ガス・水道会社の方へ解約の連絡をして下さい。
- 鍵の返還が確認されるまでは解約日より賃料の倍額に相当する違約金を頂きます。
- 鍵の返還後、部屋の点検を致します。その際室内、台所、トイレ、風呂等が著しく汚れている場合や修繕の箇所がある場合、敷金で相殺又はご請求致します。又、引越しの際に出る粗大ゴミの処理等は清掃局へ連絡の上処理して下さい。処理なき場合ゴミ処理代金として別途ご請求致します。
- 郵便物変更届・住民票の転出届等各営業所へ提出して下さい。転出後の郵便物については責任を負えませんので予めご承知下さい。

※A I G損害保険にご加入の方へ：お引越による保険契約の住所変更、解約の手続きはA I G損害保険株式会社移動解約サポートセンターへご連絡下さい。

電話0120-565-773

田丸産業株式会社不動産部

〒165-0035東京都中野区白鷺3-1-1

電話03-3339-3101・FAX03-3338-3383

貸		募		内	
主		集		装	